

市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長（市長代理としての副市長、部長等を含む。）が、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な支出を図るための基準について、必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費 市政遂行上及び社会通念上必要と認められる懇談会・会食に際し、自己負担としての会費相当額を支出する。
- (2) 祝金 市政に密接に関係のある個人若しくは団体又は市に貢献のある個人若しくは団体の慶事に際し、社会通念上妥当と認められる範囲内において支出する。
- (3) 香典等 市政に密接に関係のある者又は市に貢献のある者の死亡に際し、別表に定める基準の範囲内において支出する。
- (4) 見舞金 市政に密接に関係のある者又は市に貢献のある者の病気、入院等の見舞い（7日以上入院又は1か月以上の自宅療養を要する場合に限る）に際し、別表に定める基準の範囲内において支出する。
- (5) 賛助金 事業などの趣旨に対し賛助する際に、社会通念上妥当と認められる範囲内において支出する。
- (6) 激励金 市に関係する個人又は団体が全国大会等へ出場する等市民にとって名誉となる行為、業績に対し激励する際に、社会通念上妥当と認められる範囲内において支出する。

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合は、その都度決定して支出する。

(見直し)

第3条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分		弔慰金		見舞金 (限度額)
		香典 (限度額)	生花	
名誉市民	本人	2万円	○	○1万円
市政功労者 (職員としての功労者を除く)	本人	1万円	○	○1万円
市政功労者 (職員としての功労者に限る)	本人	5千円		
市議会議員	現 本人	1万円	○	○1万円
	配偶者・父母・子	5千円		
	元 本人	1万円		
	現 本人	1万円	○	○1万円
常勤の特別職	配偶者・父母・子	5千円		
	元 本人	1万円		○1万円
行政委員会の委員	現 本人	1万円	○	○1万円
	配偶者・父母・子	5千円		
	元 本人	1万円		
	現 本人	1万円	○	○1万円
市政に密接に関係 のある国会議員・県 議会議員	配偶者・父母・子	5千円		
	元 本人	1万円		○1万円
近隣・関係自治体の 長	現 本人	1万円	○	○1万円
	配偶者・父母・子	5千円		
近隣・関係自治体 の議員	現 本人	1万円		
市職員	現 本人	1万円		
市政に密接に関係 のある団体の長	現 本人	1万円		○1万円
上記のほか特に必要と認める者		上記基準を考慮し決定		

- ・「市議会議員 元」は、旧下総町議会議員、旧大栄町議会議員を含む。
- ・「行政委員会の委員」とは、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員をいう。
- ・「父母、子」は、同居の姻族を含む。
- ・「生花」にかかる金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。